

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度 第2回 所沢市いじめ問題対策連絡協議会	
開 催 日 時	令和8年2月9日（月）	
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟6階604会議室	
出席者の氏名	<p>【委員】</p> <p>小野塚 勝俊（会長） 岩間 健一（副会長）</p> <p>田家 重信 岩元 貴博</p> <p>杉山 太一 須澤 一男</p> <p>山村 顕子 相川 史生</p> <p>櫻井 誠 越智 三奈子</p> <p>市來 広美 中田 利明</p> <p>【事務局】</p> <p>学校教育部次長 吉川 誠</p> <p>学校教育担当参事 伊東 真吾</p> <p>学校教育課主幹 刈谷 和哉</p> <p>教育センター担当参事 大庭真紀子</p> <p>教育センター主幹 加藤 法祥</p> <p>教育センター副主幹 岡田 香代</p> <p>学校教育課指導主事 今井 知博</p> <p>同 指導主事 宮岡 修平</p> <p>同 指導主事 佐瀬 孝太郎</p> <p>同 指導主事 小松 大祐</p>	
欠席者の氏名	【委員】市川 實	
説明者の職・氏名	学校教育課指導主事	小松 大祐
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 報告・協議</p> <p>（1）本市の「いじめ」の現状について</p> <p>（2）いじめ問題等に係る、各機関・団体の取組について</p> <p>4 連絡</p> <p>5 閉会</p>	

会 議 資 料	1 次第 2 委員名簿 3 所沢市いじめ問題対策連絡協議会条例 4 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 5 所沢市いじめ防止基本方針 6 所沢市いじめ防止リーフレット（家庭用）
担 当 部 課 名	所沢市教育委員会学校教育課 電話 04 - 2998 - 9238

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	1 開会
会長	2 会長挨拶
事務局	3 報告・協議 （1）本市のいじめの現状について ・令和6年度における「いじめの認知件数」について、小学校では2,729件、中学校では276件となっている。 ・いじめの認知件数が多いことは、小・中学校において積極的な認知がなされていると捉えている。 ・小学校のいじめの認知件数が減少しているのは、積極的な認知とともに、学校が「いじめを生まない風土」を作り上げ、いじめにつながる行為を未然に防ごうと努めていることの表れと捉えている。 ・いじめの態様は、小・中学校ともに、冷やかしやからかい、悪口や脅し、嫌なことを言われるが多くなっている。 ・「いじめの解消率」は、令和7年7月末現在、小学校では97.6%、中学校では96.4%となっている。各学校では、3か月の見届けにおいて、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に面談等を行い、丁寧に解消の確認をしている。未解消のものは、いじめの状態が見られなくても、慎重に見守りを続けている。 ・各学校では、アンケートの工夫や教育相談の充実など、いじめを積極的に認知する体制が整ってきている。 ・解消の難しいケースとして、SNS 関連や児童生徒同士の身体的接触等がある。事案の性質上、被害を受けた児童・生徒の安全・安心を最大限に配慮して対応するとともに、加害児童生徒へも、学習保障、再発防止のために必要な指導支援を行うことが大切である。 ・性に関する事案を未然に防ぐ観点から、性に関する指導を各校の年間指導計画に適切に位置づけたり、養護教諭と連携した授業を実施したりして、人格や生命の尊重、男女平等の精神を基盤として、児童生徒の発達段階に応じた効果的な指導を行うとともに、スマートフォンや

	<p>インターネットの危険性についても指導を行っていく。</p>
委員	<p>【質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを積極的に認知していること、件数が多いということは、いじめの重さや期間を考慮せず、小さいものも拾っているという解釈でよいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの兆候をとらえるとともに、児童生徒が嫌な思いをしたことについて、積極的に認知をしている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案の認知の仕方について説明を加えていただきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法に則り、行為を受けた子がいじめと感じたら、いじめとして認知している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ解消率 97%と高いが、簡単に解消されるのかという感覚もある。子どもたちのトラブルへの対応というように考えればよいということが分かった。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめをした子どもの原因調査や傾向が分かる調査結果はあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、その原因を踏まえながら指導を行っているが、調査はない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられてしまう子に問題があるのではなくて、いじめてしまう子の背景も考えなければならない。教育委員会では支援しているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会では、月に1度、学校から状況報告を受け、いじめ等についての概要を把握している。気になる内容について学校に確認し支援している。
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの積極的な認知は、文部科学省も各都道府県も共通の対応をしており、本市もそれに基づいている。小さなものであっても、いじめにつながる可能性があるものとして認知している。解消率についても高いという評価をいただいたが、3ヶ月以上いじめが起こっていないことを確認し、さらに被害児童生徒や保護者からも、いじめはないという確認をした上で解消としているので、決して安易な解消ではない。残りの数パーセントについては、3か月以上いじめの状態が確認されていなくても、まだ可能性があるかもしれないということで、引き続き見守っている場合には、まだ解消にしていけないという中で、解消率だにご理解いただきたい。
委員	<p>(2) いじめ問題等に係る、各機関・団体の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課のいじめ問題に係る取組について報告する。 ・「所沢市いじめ防止基本方針」のいじめ相談窓口の周知について説明を行った。 ・地域や家庭との連携について保護者・地域との連携強化及び啓発の促進の項目があり、保護者・地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施を記載している。 ・学校内外の関係者から幅広く情報収集する項目を記載し、情報を広く集め、対応に生かせるようにしている。 ・家庭用いじめ防止リーフレットの作成の経緯、目的・構成を説明した。家庭用いじめ防止リーフレットは、いじめ未然防止プログラムの一環として教育委員会が策定し各家庭へ配布している。 ・事案に対する加害側と被害側の認識のギャップと学校と家庭の連携という点については課題があると認識している。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護業務は法務局だけではなく、民間ボランティアである全国約1万4千人の人権擁護委員と連携して業務を行っている。 ・主な業務として人権相談、人権啓発、人権侵犯事件の調査がある。特に子どもを対象とした活動に関しては、小中学校における子どもの人権ミニレターや人権作文コンテスト、人権教室の活動を行っている。 ・法務局の取り組みとしては、いじめ問題に関する人権擁護機関として、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、相談に応じている。 ・全国の小中学校の児童生徒に子どもの人権SOSミニレターを配布し、誰に相談していいかわからない、でも助けてほしいというような子どもからの助けを求める声を受け取っている。 ・人権の啓発では、中学校を対象に全国中学生人権作文コンテストを毎年実施している。 ・小・中学校を訪問して人権教室を開催している。 ・携帯電話会社の行う青少年向けスマートフォン携帯電話の利用に関する安全教室と連携しての人権教室も実施している。令和6年度は、埼玉県内で小中学校64校の申し込みがあった。本年度4月末現在で、現在34校から申し込みがある。 ・人権相談や関係官公省からの通報などにより、いじめ事実を知ったときは迅速に対応している。警察や検察などのように強制的な捜査権があるものではない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県所沢児童相談所としては、まずは学校、教育委員会につないでいる。 ・いじめの加害側でも被害側でも、保護者が子どもの養育や対応で困っている場合に対応するようなことはある。 ・臭いとか汚いとか、そういったところからいじめにつながらないように、ネグレクトや親の養育が不適切という点で介入していく可能性はある。 ・発達の特性や様々な背景からいじめにつながらないように、医療機関と連携し、特性などに合わせた対応をしていく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題における警察の立場は、不法行為が認められる場合は、被害者の意向を踏まえながら必要な対応を取っている。 ・SNS上の暴力行為等の動画等について、拡散を受けた子どもに関わる暴力行為、いじめについても、早期把握のため捜査等を推進し、検挙補導等の措置を積極的に講じている。 ・重大ないじめ事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、迅速に捜査等に着手し、学校等に対し被害児童等の保護のために必要な措置を要請する。 ・インターネットを利用したいじめ事案については、その特性を踏まえた対応を取り、サイバー犯罪対策部との連携のほか、被害の拡大防止のため、サイト管理者等への削除依頼など必要な措置を講じている。 ・いじめ防止対策として、直接的ないじめ以外にも、ネットやSNSを利用した仲間はずれやネットいじめ、悪質な書き込みが人権侵害となり、名誉毀損や侮辱罪等の刑罰の対象となり得ることを周知・啓発している。 ・さらに、必要に応じて警察からスクールサポーターを学校に派遣し、学校における活動を通じた情報収集や、いじめ事案に関する速やかな

委員	<p>連絡等の措置を講じて、事案の早期把握を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ行為等を受けた被害児童等に対する支援として、少年サポートセンターの公認心理師等の資格を有する専門職員によるカウンセリング等の継続的な支援や、スクールサポーターによる被害児童等への助言などを実施している。 ・PTA としては、各団体に対して、PTA の意義として大人のつながりをつくることで、子どもたちを正しく導いたり、サポートしたりすることができると思う。 ・保護者の知り合いが一人もいない状況で孤立すると、問題を解決するのが難しくなる。学校の中に1人でもいいので相談相手を作れるよう、保護者の情報共有の場として利用するよう伝えている。 ・学校への協力として、いじめ問題の防止につながるような活動をサポートしていきたい。 ・いじめを子どもたちが避けられるような指導も必要である。子どもに対して、逃げていい、誰でも頼っていいということを伝えていくサポートができればと考えている。 ・不登校になった場合、高校入試で不利益を受けることも考えられる。そういう視点でのサポートも考えていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの目線になれば、自然とそういう子が口を開く。いじめで苦しんでいるのは心が閉まっている証拠である。 ・子どもの心を開いて、保護者が大事に思っているということを伝えていくことが大切。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校では、所沢市いじめ防止基本方針に基づき、いじめなども含めた事案に対する予防のために、アンケート調査を行っている。 ・生活記録を活用し、生徒のつぶやきや、日常の出来事を把握し、気になる記載があれば生徒と面談をする取組を行っている。 ・打ち合わせの際に各学年からの生徒指導報告という時間を設け、全学年の生徒指導の状況が共有できるようにしている。 ・いじめが起きた場合は、組織的に対応し、問題が大きくなるように進めている。 ・年度末には保護者にも調査を行い、学校と家庭それぞれの目を見ていく体制を作っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の方のいじめに関する認識等、いじめ防止対策推進法の定義との乖離があり、7月と11月のいじめ防止強化月間の中で、保護者向けリーフレットを作成し説明した。 ・保護者との面談や学校評価を分析したり、連絡帳での情報を把握したりし、校内組織で対応している。 ・加害の児童に発達の特性があっても、その行為がいじめと認定される。加害の保護者の方の困り感や、面談を通じて、教育センターへの相談や関係諸機関への相談につないでいる。 ・ボランティアの見守り隊等が登校指導での情報を共有する機会を日頃から持つようにしている。 ・本校では人権教育の一環で優しい言葉遣いを重要視している。 ・必要に応じて、所沢警察署、児童相談所、こども家庭センターとも情報共有しながら、連携を図っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の自立支援をはじめとする相談を福祉の相談窓口で受けて

委員	<p>いる。中学生を対象とした学習支援や地域の身近な相談役としての役割を担っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員や児童委員の活動、地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携している。地域の各地区を担当し、コミュニティソーシャルワーカーや地域福祉サポーターなどが、ひきこもりに関する取組も行い、それぞれが連携している。 ・ 児童館は子どもが安心して利用できる居場所であり、子育て支援の一環として利用している方からの様々な相談を受ける場でもある。特に中高生が人間関係など様々な悩み事を職員に相談することもある。 ・ 放課後児童クラブは、学年やクラスの区別がなく、小学校で普段関わらない子ども同士の関わりもあり、注視している。支援員の目の届く範囲内で揉め事を発見し、対応している。 ・ 子どもや保護者から児童クラブ内でのいじめの問い合わせがあった際は、事実確認をした上で、迅速に保護者へ説明など、必要な対応を迅速に行うよう努めている。 ・ いじめの予兆があった場合、児童や保護者に内容を伝え、自宅の様子聞き取りや、保護者からの指導をお願いする場合もある。 ・ 定期的に小学校と情報交換を行い、いじめに発展しないよう、事前の対応策を検討するなど連携をしている。 ・ こども家庭センターのこども相談担当には、登校渋りや不登校の相談もある。保護者には、子どもの気持ちを丁寧に聞いてもらいたいこと、学校の担任や学年主任に家庭での状況を伝え、相談するよう助言している。保護者の了解を得て学校や教育センターと連携している。 ・ こども支援センター（マーガレット）でも、発達障害の特性から、友達関係がうまくいかない、意地悪をされるなどの相談にも対応している。
委員	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決して学校だけで対応しているものではないということが、とても心強く感じられた。 ・ 各団体で学校へ訪問等、それぞれの部署で児童館、医療機関等あらゆる手を尽くし、いじめ未然防止または対応に寄与していただき感謝している。 ・ 法務局の学校訪問は、どの程度の頻度で行っているのか、実情を少し教えていただきたい。 ・ インターネット等での相談について、もう少しお聞かせいただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教室は、今年度3月に児童館で開催予定であり、応募、申し込みいただいている。 ・ ドコモと一緒にインターネットを通じてオンラインで人権教室を行っている。要請いただければ訪問し、学校や保育園で行うこともある。紙芝居や、クラスでディスカッションしながら行うこともある。 ・ ホームページには、動画で説明している部分がある。それを参考にしながら各委員が独自に行っている。
副議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの機関の方が連携をし、子どもたちの幸せのために取り組んでいることは大変心強く、感謝している。我々がしっかりと役割や権限を自覚して、連携を図っていくことが、いじめ未然防止や早期解決、あ

	<p>るいはもう少し長い視点で言えば、子どもたちの幸せにつながっていく。</p> <ul style="list-style-type: none">・顔の見える連携というのが大切で、一同に顔を合わせるということもよい機会になる。・いじめで欠席を余儀なくされることで欠席が増え、進学等への不利益が生じることは避けたい。多様な選択ができたり、多様な居場所を保障したりするというと同時に、進学についても社会的に配慮がかなり進んできている。明日も来たくなるような学校づくりを推進していきたい。 <p>4 連絡</p> <p>5 閉会</p>
--	--